

郵便局等を利用される
特別徴収義務者様へ
(お願い)

特別徴収税額の納入にあたり、近畿2府4県（大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県）以外に所在する郵便局・ゆうちょ銀行（「郵便局等」）を利用される場合は、その郵便局等を本市の市民税・府民税（特別徴収税額）取扱局に指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される郵便局名又はゆうちょ銀行名をご記入のうえ、事前にその郵便局等に提出してください。

*近畿2府4県の郵便局等を利用される場合は、指定通知書の提出は必要ありません。

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・府民税の取扱局に指定しましたので通知します。

き
り
と
り

許可又は承認番号	貯業2第241号
口座番号	01000-4-960064番
加入者名称	木津川市会計管理者
取りまとめ局	〒539-8794 大阪貯金事務センター

年 月 日

様

※郵便局名又は、ゆうちょ銀行支店名を記入してください。

京都府木津川市長